会場地・会場・器具等に関する基準

- 開催期間の型と競技会場地の条件
- (1) 開催期間の型と競技会場地の位置条件

体操競技と新体操との開催地・会場の条件で、次の開催方法の型の何れかとする。

型	開	催	地		競技会場		man fitte than man and the fitte
	都道府県		市区町村		=体育館		
A	同	じ	同	じ	同	じ	直列 (A1)
В	同	じ	同	じ	異な	: る	直列 (B1) 又は並列 (B2)
С	同	じ	異な	る	異な	: る	直列 (C1) 又は並列 (C2)
D	異な	る	異な	る	異な	: る	直列(D1)又は並列(D2) 出来る限り避けたい。

- 「並列」とは、体操競技と新体操とを同じ期間に開催する方法を、「直列」とは、両競技を異 注) なる期間に開催する方法を示す。
 「直列」の場合の開催順序は、本専門部と協議して決定することとする。
- (2) 両競技会場間の距離条件

開催地における競技会場間の距離は、通常の時間帯における乗用車での移動に要する時間が、 原則として「並列」では、20分以内。「直列」では2時間以内であること。

(3) 他の競技種目との関係 開催地における競技会場・練習会場の確保のため、及び利用上の便を損なわない為、両競技の 開催期間(練習会場開設期間を含む)内においては、体育館を使用する他の競技種目との重複 を避けるようにすること。

競技会場 (メイン会場)

- (1) 会場の数
- 体操競技・新体操とも、専用の体育館各1を用意することとする。 (2) アリーナ (競技面) の広さについて

アリーナは、競技・競技の進行業務・採点業務・記録処理業務等が円滑に行われるに必要な広 を有し、次の条件を満足することとする。 体操競技では、男子6種目、女子4種目の器械・器具が設置され、男子及び女子の競技が同 さを有し、

- 時に進行し得るこ
- 新体操では、男子及び女子の2競技面が設置され、男子及び女子の競技が同時に進行し得ること、原則として天井の高さは競技面上14メートル以上とするが、より高いことが望まし
- い。 (3)器械・器具について

競技用の器械・器具は、(公財)日本体操協会器械器具検定規則に基づく公式競技用検定品であり、全国高等学校体育連盟体操部推薦品であることとする。ただし、「全国高校総体適用」として別に定めた場合はその規定による。

(4) その他の施設

式典・競技の進行・その他各種役員の業務が円滑に行われる為に必要な次の施設があること。

ア 選手更衣室 (男女別に) 本部記録室 力 選手集合所 キ 審判役員控室 イ ウ 大会役員控室 ク 競技役員控室

運営本部室総務役員室 ケ T 補助役員控室 そ 他

- 主練習会場(サブ会場)・練習会場(1)会場の数

各競技ごとに、次の練習会場を用意することとする。

	体	操競	技	新	体	操	合 計
	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	
主練習会場	1	1	2	1	1	2	4
練習会場	1	1	2	1	2	3	7
合 計	2	2	4	2	3	5	1 1

--ただし、体操競技の男子・女子は、同じ会場でも異なる会場でもよいこととする。

新体操男子・同女子は、1練習会場にフロアー・マット2面を設置することとする。

(2) 各会場の所在範囲

主練習会場は、競技会場に隣接していることが望ましい。

上版日本初は、祝政五初に呼ばしていることが主ましい。 隣接した会場が充足しない場合には、選手の移動の時間が少ないこと等、選手のコンデションを十分配慮した方法が取られることとする 練習会場は、競技会場・主練習会場・宿舎のそれぞれからの距離が、時間的・経済的になるべく近いこととする。

(3)練習面の広さ

練習面は、選手の練習が円滑に行われるに必要な広さを有することとする。 新体操男子・同女子の会場の天井の高さは、競技会場と同じ条件とするが、主練習会場で は競技会場と同じ程度の高さであることが望ましい。

練習会場では競技面上最小限8メートルとするが、より高いことが望ましい。

(4)器械·器具

- 主練習会場には、競技会場と同じ規格のものを設置することとする。 練習会場では、練習に大きい影響の少ない構造・材質において、競技会場と異なる規格の ものでよいこととする。 (例えば、フロア・マットの種類、器械用着地マットの種類、 つり輪の懸架構造、等)
- つり輪の懸架構造、等)
 ウ 体操競技女子の会場(割当練習会場に予定した期間での体操競技の競技会場を除く)では 平均台2基を設置することとする。ただし、2基のうち1基は公式競技用検定品でなくてもよいこととする。
- エ 新体操男子の会場では、フロア・マットの他にタンブリング用マット(6メートルのもの で、男子3~4枚)を設置することとする。
- (5) その他の施設

選手の練習が円滑に行われるに必要な次の施設があること。

選手更衣室

選手控室兼湯茶接待所 イ

その他

各会場の開設期間

各会場の開設期間は、原則として次表によることとする。

	競技	支開が	台 前	競技会期間			開 設		
		第1日	第2日	第3日	第1日	第2日	第3日	日 数	
	競技会場	0	0	0	*	*	*	6 日	
体操競技	主練習会場	0	0	0	0	0	0	6 日	
	練習会場	×	0	0	0	0	×	4 日	
	競技会場	×	0	0	*	*	×	4 日	
新体操	主練習会場	×	0	0	0	0	×	4 日	
	練習会場	0	0	0	0	0	×	5 日	

注)○は練習開設を、※は競技実施を、×は開設しないことを示す。

附

- 則 この基準の施行にあたっては、本専門部と開催地実行委員会との緊密な連絡と調整がなされ (1)なければならない。
- (2) この改定基準は、昭和61年度大会より適用する。(3) この基準の改廃は、本専門部総会の議決による。

2月 6日制定・昭和60年 2月10日改定・平成 昭和59年 2年 2月 5日改定 7年 2月13日改定 2月15日改定・平成 6年 2月14日改定・平成 平成 5年 平成25年 2月18日改訂